



令和7年12月17日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月17日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
札幌	野塚	1両 × 60日	旭川	中頓別	1両 × 42日
函館	八雲	2両 × 30日	室蘭	浦河	2両 × 30日
函館	上ノ国	1両 × 30日 2両 × 28日	釧路	阿寒	1両 × 23日
旭川	上川	1両 × 40日 2両 × 39日	釧路	別海	1両 × 28日 2両 × 27日
旭川	利尻おしどまり	1両 × 29日 3両 × 27日			

3. 処分日

令和7年12月17日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL：011-290-2744